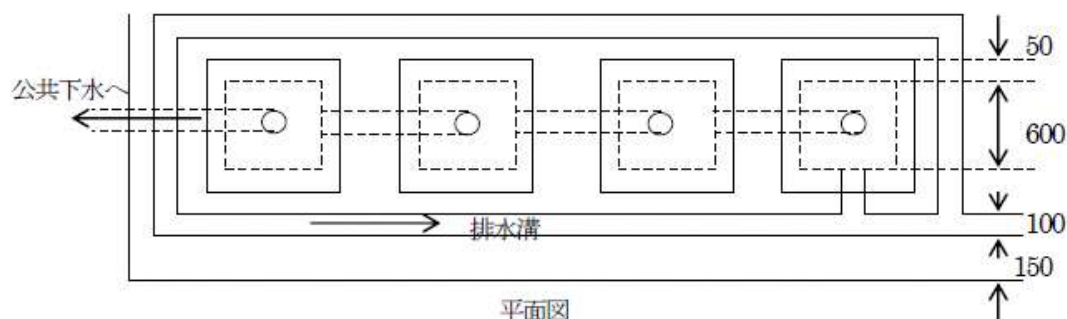
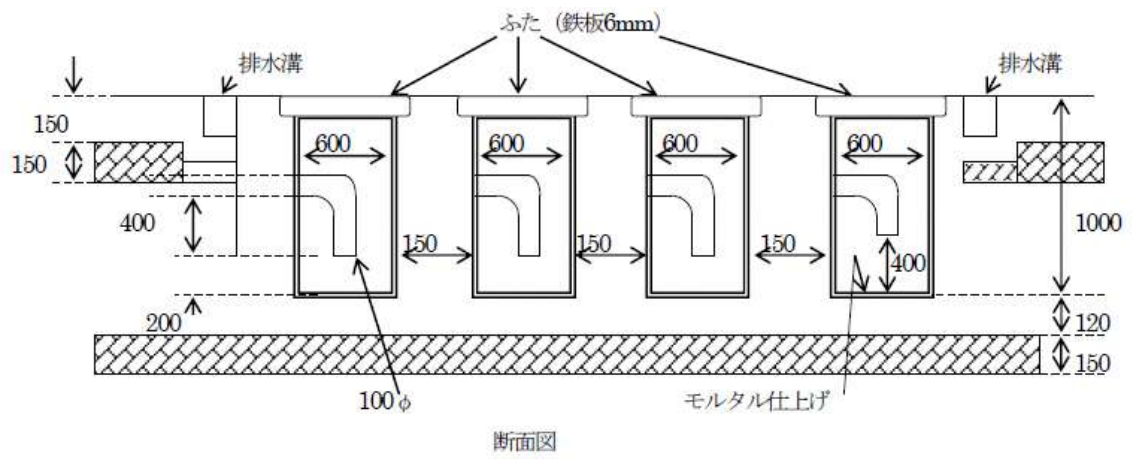


【別記 10 油分離槽】

(危政令第9条第1項第12号)

- 1 油分離装置の容量は、当該装置に流入することが予想される漏油又は排水の流量に応じて大きさを決定するものとし、概ね3槽式以上とする。この場合において土砂の流入のおそれのあるときは、上流側に砂止め槽を設けること。(昭和37年4月6日自消丙予発第44号質疑)(◆)
- 2 油分離槽は、製造所等ごとに当該製造所等の排水溝の末端に設けること。ただし、排水溝において火災が発生した場合に周囲に危険を及ぼすおそれがなく、かつ、終末の油処理施設があるとき、又は埋設配管等により終末の油処理施設へ導く場合にあっては、共用することを妨げない。(◆)
- 3 油分離槽に不燃性以外の材料を使用する場合は、耐油性を有し自動車その他外部からの圧力に対して十分強度を有すること。
 - (1) FRP製の油分離装置については、耐油性を有し、かつ、自動車等の荷重により容易に変形等を生じないように設置すること。(昭和47年5月4日消防予第97号質疑)
 - (2) 硬質塩化ビニール製(材質JIS K 6475適合、JIS K 6911「熱硬化性プラスチックの一般試験法」の規格に準じた不燃性)油分離装置の設置については、当該分離槽に直接荷重のかからない構造のものであること。(昭和49年10月16日消防予第121号質疑)
- 4 比重が1をこえる危険物が排水溝に流入するおそれのある場合の油分離槽は、危険物が槽の下部に滞留する構造とすること。
- 5 油分離装置の構造例





注) 上記構造例は、水より比重が小さいものに使用されるものである。